

公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」運営業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」運営業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 事業の趣旨

急速な技術の進展など社会状況が著しく変化する中、複雑化・多様化する課題に本市が的確かつスピード感を持って対応していくため、多様な技術や専門ノウハウを持つ企業と本市が連携し、効果的に行政が抱える課題の解決に取り組む「KYOTO CITY OPEN LABO」を令和3年度から実施してきた。

本業務は、本市の公民連携を一層推進するため、庁内において企業との連携にトライアルする意識を醸成するとともに、質の高い提案を呼び込むための企業へのアプローチと対話の機会の拡充を図るものである。

なお、事業の実施に当たっては、企業に対して積極的に働きかけを行い、本市の施策・事業に活用できそうな案件は検討段階から気を逸せずに把握し、提案に結び付けるコーディネートを行うこと。

4 委託内容

(1) 庁内における公民連携の意識浸透

企業との連携にトライアルする部署・職員を増やしていくため、公民連携の理解を高めてチャレンジにつなげるような職員セミナーの開催や、公民連携手法の導入をサポートする個別相談会を定期開催すること。

① 職員向けセミナー【年2回程度】

公民連携の意義やメリット等の基礎的な内容に加え、庁内の先行事例を基に企業との連携のプロセスや得られた成果・効果などを職員間で共有するなど、公民連携の理解を高めながら実務に活かせるセミナーを開催すること。

なお、セミナーは本市が企画し、受託者は本市の企画に対するアドバイスや当日のファシリテートを中心に担うものとする。

② 職員向け個別相談会【月1回程度】

庁内の各部署が抱える課題に対して、公民連携に適している取組か、どのような企業に関心を持ちそうか、企業からの提案を呼び込むための工夫は何かなど、行政職員では見えにくい視点を民間目線からアドバイスを行い、公民連携の可能性を探るきっかけとなるような個別相談会を開催すること。

(2) 企業へのアプローチと対話の機会の創出

庁内から抽出した行政課題について、企業から幅広く提案を募り、効果的なプロジェクトを組成していくために、受託者の持つ企業のネットワークを活用するとともに、提案募集の説明会や企業との交流の場を通じて、本市の行政課題を幅広く企業に届け、企業との対話の機会の積極的に創出すること。

なお、以下の取組を通じて、年間30件の企業との対話を成果指標として設定する。

① 行政課題の企業目線での言語化【月1回程度】

庁内より抽出したテーマ型の行政課題について、企業へ提供するメリットやビジネス的アプローチの観点も含めて、企業へ効果的に訴求するための課題の見せ方をアドバイスし、企業目線での言語化のサポートを行うこと。

② 企業へのアプローチと対話の機会の創出【随時】

庁内より抽出したテーマ型の行政課題について、受託者の持つ企業のネットワークを最大限に活用して関連する企業をリストアップし、積極的な情報発信と個別にアプローチを行い、プロデュース型で対話の機会を創出すること。

③ 企業との対話の機会の設定

②により収集した企業情報を基に、本市の課題に即したリソースを持つ企業について、検討段階から気を逸せず対話の場を積極的に設定すること。

④ 提案募集の説明会及び交流の機会【年5回程度】

企業から質の高い提案を呼び込み、より実効性の高いプロジェクトを組成していくために、本市が求める提案や抱える課題をダイレクトに伝え、現状や課題を正確かつ丁寧に共有する提案募集の説明会や、本市職員が企業と幅広く接点を持ち、公民が対話と交流を通じて相互理解を深め、連携の可能性を探索する交流会を開催すること。

オンライン開催が3回程度、対面開催が2回程度とし、オンライン開催による提案募集の説明会については、本市が企画し、受託者は企業への周知や実施に向けたアドバイス、当日のファシリテートを中心に担うものとする。

なお、対面開催については、受託者が企画から実施までを担うものとする。

(3) 取組紹介の記事作成【15本程度】

「KYOTO CITY OPEN LABO」の取組事例について、プロジェクトの取組経緯やプロセス、得られた成果・効果など、公民の双方の声をバランスよく言語化し、取組紹介として以下のホームページに掲載する記事を作成すること。

(URL) <https://open-labo.city.kyoto.lg.jp/report/>

(4) 全体コーディネート及び定例打合せ

公民連携のコーディネートに関するノウハウと豊富な経験を有する担当者を配置し、業務を効果的かつ円滑に実施するための体制を整えること。

当該担当者が窓口となり、週1回程度、本業務の進ちょく等の報告・共有を行うこと。

5 事業の開始

契約締結日から、公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」運営業務を遂行すること。

6 業務終了報告書の提出

本業務終了後30日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。